

○自動車の保管場所証明等事務取扱要綱の制定について

令和3年3月18日
道本交規第4324号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
自動車の保管場所証明等については、これまで「自動車の保管場所証明等事務取扱要綱の制定について」（平29. 12. 18道本交規第2651号。以下「旧通達」という。）により行ってきたところであるが、令和2年12月28日付けで、「地方警務官の懲戒の取扱に関する規程等の一部を改正する国家公安委員会規則」（令和2年度国家公安委員会規則第13号）が施行されたことに伴い、旧通達に規定する様式から押印欄を廃止するなど所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「自動車の保管場所証明等事務取扱要綱」を定め、令和3年4月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

別添

自動車の保管場所証明等事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「令」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）及び北海道公安委員会手数料条例（平成12年道条例第30号。以下「手数料条例」という。）に基づき、警察署長（以下「署長」という。）が行う自動車の保管場所証明、保管場所の届出の受理、保管場所標章の交付等（以下「保管場所証明等」という。）に係る事務を適正かつ効率的に行うため、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項の定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2条第2項に規定する自動車（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。）をいう。
- (2) 運送事業用自動車 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業（自動車を使用して貨物の集配を行うものに限る。）の用に供する自動車をいう。
- (3) 保有者 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第3項に規定する保有者をいい、自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。
- (4) 自動車の管理責任者 自動車の保有者から当該自動車について一定期間継続して管理を委託され、その運行に関して責任を有する者をいう。
- (5) 保管場所 車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所をいう。

なお、この場合の「通常」とは、令第1条各号の全ての要件を備えたもので、自動車を運行する根拠地としての性格及び使用の反復、継続性を有するものであることをいう。

- (6) 使用の本拠の位置 原則として、自動車の所有者その他自動車の管理責任者の所在地をいい、通常、所有者が自然人の場合はその住所又は居所、法人の場合はその事務所等の所在地をいう。
- (7) OSSシステム 自動車を保有するために必要な手続並びに税及び手数料の納付を電気通信回線による申請で一括して行うことができるシステムで、都道府県警察、地方運輸局運輸支局、都道府県税事務所及び車両法第7条第4項に規定する登録情報処理機関がそれぞれ管理する個別のシステムを連結して構築されたものをいう。
- (8) 北海道警察自動車保管場所証明システム OSSシステムに接続し、警察署における保管場所証明等に係る事務を迅速かつ適正に処理するために構築されたシステムをいう。
- (9) 保管場所証明通知 自動車の保管場所として申請された場所が、当該自動車の保管場所として確保されていることを証明する旨の署長が行う通知で、OSSシステムを用いて当該署長の使用に係る電子計算機から当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局運輸支局長の使用に係る電子計算機に送信することによって行われるものをいう。
- (10) 保管場所証明通知申請 所有者が、署長に対して、保管場所証明通知を行うことを求める手続をいう。
- (11) 電子申請 OSSシステムを使用して行う保管場所証明通知申請及び保管場所標章交付申請をいう。

第3 保管場所証明等の対象自動車

1 保管場所証明の対象自動車

次の処分を受けようとする自動車（運送事業用自動車を除く。以下同じ。）で、令附則第2項第1号に規定する地域に使用の本拠の位置があるもの

ア 車両法第4条に規定する新規登録

イ 車両法第12条に規定する変更登録（使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。）

ウ 車両法第13条に規定する移転登録（使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。）

2 保管場所届出の対象自動車

(1) 新規に運行の用に供しようとする軽自動車（運送事業用自動車を除く。以下同じ。）で、令附則第2項第2号に規定する地域（以下「軽自動車適用地域」という。）に使用の本拠の位置があるもの

(2) 軽自動車適用地域以外の地域から軽自動車適用地域に使用の本拠の位置を変更した軽自動車で、保管場所の位置を変更したもの

(3) 軽自動車適用地域となった時に、現に当該地域に使用の本拠の位置を有している軽自動車で、当該地域が軽自動車適用地域となった日以後に所有者の変更があった場合の新所有者が軽自動車適用地域に使用の本拠の位置を有しているもの

(4) 運送事業用自動車である自動車が運送事業用自動車でなくなった場合の当該自動車
 車で、使用の本拠の位置を変更せず、引き続き運行の用に供するもの

3 保管場所変更届出の対象自動車

- (1) 1又は2の事項に該当する自動車で、使用の本拠の位置を変更せず、保管場所の位置を変更したもの
- (2) 保管場所の変更届出のあった自動車で、変更後の保管場所の位置を更に変更したもの

第4 保管場所証明申請等の必要書類（電子申請を除く。）

自動車保管場所証明申請、保管場所届出その他法に規定する申請等の種別ごとの必要な書類は、次表のとおりとする。

種 別	関 係 書 類	
	申請書又は届出書	添付書類
保管場所証明申請	規則別記様式第1号及び別記第1号様式の「自動車保管場所証明申請書」各1通	(1) 別記第4号様式の「保管場所使用権原疎明書面（自認書）」又は別記第5号様式の「保管場所使用承諾証明書」。ただし、商品車に係るものは、別記第6号様式の「商品車保管場所保有書面（自認書）」 (2) 別記第7号様式の「保管場所の所在図・配置図」 (3) 保管場所として使用する権原を有することを疎明できる書面（(1)が得られない場合）
保管場所届出	規則別記様式第2号の「自動車保管場所届出書（新規・変更）」1通	
保管場所変更届出		
保管場所標章交付申請	規則別記様式第3号及び別記第2号様式の「保管場所標章交付申請書」各1通	不要
保管場所標章再交付申請	規則別記様式第6号及び別記第3号様式の「保管場所標章再交付申請書」各1通	不要
備 考	<p>1 自動車保管場所証明書（以下「保管場所証明書」という。）は、規則別記様式第1号の自動車保管場所証明申請書を使用すること。</p> <p>2 保管場所標章番号通知書（以下「標章番号通知書」という。）は、規則別記様式第3号の保管場所標章交付申請書又は規則別記様式第6号の保管場所標章再交付申請書を、当該申請の種別に応じて使用すること。</p> <p>3 署長は、添付書類のほか保管場所に係る権利、資格等を疎明させるために必要な書面等を求めることができる。</p> <p>4 規則第1条第3項本文（第3条第2項において準用する場合を含む。）に該当するときは、所在図を省略することができる。</p> <p>5 保管場所使用承諾証明書は、申請等の3か月以内に作成されたものに限る。 なお、保管場所の使用期間は、原則として申請等の日から1か月以上の期間を存するものとする。</p>	

6 保管場所使用承諾証明書に代えて使用権原を疎明するものは、契約書等で、保管場所として使用する権原があることを疎明できるものとする。
--

第5 保管場所証明等の事務の取扱警察署

保管場所証明等の事務の取扱いは、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署において行うものとする。ただし、次表の地域については、当該警察署の駐在所において取り扱うことができる。

地 域	警 察 署	駐 在 所
奥尻郡奥尻町	江 差 警 察 署	奥尻駐在所
利尻郡利尻町	稚 内 警 察 署	杓形駐在所
利尻郡利尻富士町		鷺泊駐在所
礼文郡礼文町		香深駐在所
苫前郡羽幌町大字焼尻	羽 幌 警 察 署	焼尻駐在所
苫前郡羽幌町大字天売		天売駐在所

第6 事務処理期間

保管場所証明等に係る事務処理に要する標準処理期間は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定に基づく北海道行政手続条例（平成7年道条例第19号）の定めるところにより、次表のとおりとする。

処 分 の 概 要	標 準 処 理 期 間 (行政庁の休日は含まない。)
保管場所証明書の交付	7日
保管場所標章の交付	7日 (法5条の規定に係るものは1日)
保管場所標章の再交付	1日
運送事業用自動車 ^が 運送事業用自動車 ^{でなく} なった場合の保管場所標章の交付	1日
運送事業用自動車 ^が 運送事業用自動車 ^{でなく} なった場合の保管場所標章の再交付	1日

第7 保管場所証明等の事務処理要領

1 北海道警察自動車保管場所証明システム（以下「システム」という。）による事務処理

保管場所証明等に関する事務処理に当たっては、システムにより処理するものとする。

2 自動車保管場所データ入力事務の委託及び指導監督

(1) 警察本部長は、保管場所証明等に関するシステムへのデータ入力及び付随する事

務（以下「データ入力事務」という。）を法人に委託することができる。

- (2) 署長は、データ入力事務に関して、当該業務委託先の業務処理責任者を通じてデータ入力事務を指導監督し、迅速適正に行われるように努めるものとする。

第8 保管場所証明の申請（電子申請を除く。）

1 保管場所証明申請の事務処理

(1) 保管場所証明申請の受付

保管場所証明申請に係る書類の受付は、自動車保管場所証明申請書（以下「保管場所証明申請書」という。）、添付書類等の記載事項、保管場所としての適合性について点検を行い、その申請内容に不備がないことを確認すること。

なお、保管場所証明申請書とともにつづられ、同時に提出された保管場所標章交付申請書（以下「標章交付申請書」という。）については、事後、保管場所標章（以下「標章」という。）を交付するときに備え、確実に保管しておくこと。

(2) 保管場所証明申請の受理

点検の結果、保管場所証明申請に係る書類に不備がない場合は、保管場所証明申請を受理すること。

2 保管場所の現地調査

(1) 現地調査

保管場所証明申請を受理したときは、申請に係る保管場所について、現地調査を行うこと。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、現地調査を省略することができる。

(ア) 国又は地方公共団体の申請に係るもの

(イ) 国又は地方公共団体の発行する保管場所使用承諾証明書が添付され、かつ、当該保管場所の確保が確実であると認められるもの

(ウ) 「一時輸入自動車」で、一般社団法人日本自動車連盟（昭和26年11月15日に社団法人ジャパンオートモビル・アソシエーションという名称で設立された法人をいう。）の認証を受け、かつ、保管場所の確認書面が添付された申請に係るもの

(エ) 災害その他の事情により現地調査の実施が困難又は不要と認められる申請に係るもの（警察本部との調整を終えたものに限る。）

(2) 現地調査の委託及び指導監督

ア 警察本部長は、現地調査の事務を法人に委託することができる。

イ 署長は、アの事項により委託された現地調査の事務について、当該業務委託先の業務処理責任者を通じて調査員（以下「委託調査員」という。）を指導監督し、現地調査が迅速適正に行われるように努めるものとする。

(3) 現地調査の区分

現地調査は、原則として委託調査員が行うこと。ただし、次の事項に該当する場合は、警察職員による調査を行うものとする。

(ア) 現地調査業務委託先から保管場所が「不相当」とであると報告を受けたもの

(イ) (ア)の事項のほか申請内容等から警察職員による調査が必要と署長が認めたもの

(4) 現地調査結果の報告

現地調査を行った者は、調査を実施した結果について、速やかに署長に報告すること。

3 保管場所の適否判断基準

保管場所の適否判断基準は、次のとおりとする。

ア 保管場所の位置

使用の本拠の位置から直線距離で2キロメートルを超えないものであること。

イ 保管場所の広さ

保管場所証明申請に係る自動車の全体を収容できるものであること。

ウ 保管場所に通ずる道路

(ア) 当該道路から保管場所に安全に出入りできるものであること。

(イ) 当該道路が道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路である場合は、保管場所証明申請に係る自動車について、車両制限令（昭和36年政令第265号。以下「制限令」という。）の規定に抵触しないこと。ただし、道路法第47条の2第1項又は制限令第12条の規定により、道路管理者が申請に対して、特殊車両通行許可証又は特殊車両通行認定書を交付することが明らかな場合は、この限りでない。

(ウ) 当該道路が道路法第2条第1項に規定する道路以外の道路である場合は、保管場所証明申請に係る自動車が適法かつ安全に通行できるものであること。

(エ) 当該道路が道路交通法（昭和35年法律第105号）第8条による自動車の通行禁止の交通規制が行われている道路である場合は、署長が通行を許可するやむを得ない事由があること。

エ その他

(ア) 保管場所が消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、自然公園法（昭和32年法律161号）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）等により、保管場所として使用し、又は自動車が進入することが禁止されている場所である場合は、保管場所として認めないこと。

(イ) 保管場所が倉庫、展示場、作業所等他の目的に使用される部分である場合は、保管場所として認めないこと。ただし、保管場所としての空間が柵、鋸、区画線等により、常時確保されていることが明らかな場合は、この限りでない。

4 保管場所証明書の交付

(1) 保管場所証明書の交付

2の事項の現地調査により、保管場所が確保されていると認められるときは、保管場所証明書を交付するものとする。

なお、保管場所証明書交付後の訂正は認めないものとする。

(2) 保管場所証明書を交付しない場合の措置

2の事項の現地調査により、保管場所が確保されていると認められないときは、原則として、申請者に対して保管場所証明書を交付しない理由を明らかにした書面を交付するものとする。この場合、申請者に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に規定する審査請求（以下「審査請求」という。）に関する教示及

び行政事件訴訟法（昭和37年法律139号）第46条に規定する取消訴訟（以下「取消訴訟」という。）に関する教示を行うこと。

なお、申請手数料は還付しないものであるが、申請者の要求に応じて必要な書類を返却することができる。

5 書類の訂正

保管場所証明書交付前の書類の訂正については、次のとおりとする。

ア 保管場所証明申請書の訂正は、訂正したことが明らかとなるよう、訂正箇所を二重線等で訂正させること。ただし、訂正後の記載内容が不明確になるような大幅な修正を行う場合には、新たな用紙に記載し再提出するよう申請者等に教示すること。

申請者等に交付する保管場所証明書の訂正箇所には、署長の訂正確認印を押印するなど、記載内容の真正性確保に留意すること。

イ 行政書士による代理申請の場合は、訂正権限が委任されていることを確認した上で、当該行政書士の職印により訂正させること。

なお、訂正権限が委任されていることが確認できない場合は、申請者本人に訂正させること。

ウ 保管場所使用承諾証明書を訂正する場合は、承諾者本人以外は訂正できないものとする。

6 保管場所証明書の再交付

保管場所証明書の盗難、遺失、汚損等による再交付の申請については、当該証明書と同一内容の証明書となることを申請者等に教示の上、受理すること。

第9 保管場所の届出及び変更届出

1 保管場所届出及び保管場所変更届出の事務処理

(1) 保管場所届出及び保管場所変更届出の受付

保管場所届出及び保管場所変更届出（以下「届出」という。）の受付は、第8の1の(1)の事項に準じて行うものとする。

(2) 届出の受理

届出に係る書類に不備等がない場合は、届出を受理すること。

2 届出の不受理

軽自動車の届出に係る使用の本拠の位置が軽自動車適用地域以外の場合は、受理しないものとする。

3 関係書類の訂正

自動車保管場所届出書（新規・変更）及び添付書類の訂正は、第8の5の事項に準じて行うものとする。

第10 保管場所標章の交付申請及び再交付申請（電子申請を除く。）

保管場所標章交付申請又は再交付申請を受理したときは、標章及び標章番号通知書を作成し、交付すること。

第11 手数料の徴収（電子申請を除く。）

1 保管場所証明申請

保管場所証明書交付等申請手数料は、申請時に別記第1号様式の自動車保管場所証

明申請書の収入証紙ちょう付欄に手数料条例で定める額の北海道収入証紙（以下「収入証紙」という。）をちょう付させるものとする。

2 標章交付等

標章の交付又は再交付手数料は、申請時に別記第2号様式の保管場所標章交付申請書又は別記第3号様式の保管場所標章再交付申請書の収入証紙ちょう付欄に手数料条例で定める額の収入証紙をちょう付させるものとする。

3 収入証紙の消印

収入証紙の消印は、別に定めるところにより行うこと。

4 留意事項

保管場所証明申請書及び標章交付申請書が4枚複写となっている場合における収入証紙のちょう付については、別記第1号様式の自動車保管場所証明申請書のみとさせ、別記第2号様式の保管場所標章交付申請書へのちょう付については、保管場所標章交付申請の申請時に行わせるものとする。

第12 電子申請による保管場所証明

1 保管場所証明通知申請の事務処理

電子申請に係る受付は、システムにより行うものとし、自動車保管場所証明申請書及び添付書類を出力して内容に不備がないことを確認するものとする。この場合において、不備があるときは、システムに指導事項を入力して申請者等に補正を求めるものとする。

なお、添付書類として必要な書類は、第4の事項に準じて取り扱うこと。

2 保管場所の現地調査等

保管場所の調査及び保管場所の適否判断基準については、第8の2及び3の事項により行うものとする。

3 保管場所証明通知

2の事項の現地調査により、保管場所が確保されていると認められるときは、申請者等に対する保管場所証明書の交付に代えて、システムにより保管場所証明通知を行うものとする。

4 保管場所証明通知申請に対する却下

2の事項の現地調査により、保管場所が確保されていると認められないときは、システムにより申請者等に対し、保管場所証明通知申請を却下する旨の通知を行うものとする。この場合、当該通知には審査請求に関する教示及び取消訴訟に関する教示を付すものとするが、電子申請に係る手数料は、還付しないものとする。

5 標章の交付

電子申請における保管場所標章交付申請は、保管場所証明通知申請と同時に進行することとなるが、システムにおいて、標章交付手数料の納付後に受信する申請者等からの標章発行依頼情報を確認したときは、標章及び保管場所標章番号通知書（規則別記様式第4号）を出力し、交付すること。

6 手数料の徴収

電子申請に係る手数料は、手数料条例第3条第2項で定める方法により徴収するものとする。

なお、警察本部交通規制課は、当該事務処理を行うとともに、納付情報を出力し警察本部会計課へ送付するものとする。

第13 標章の管理

標章は、施錠設備のある場所に保管し、その使用状況について適正に管理しなければならない。

※ 別記様式省略